

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
児童館運営委員会設置運営要綱

1 趣 旨

地域及び関係機関等との連携を密にし、児童館の適正かつ効率的な運営及び地域児童健全育成活動の一層の推進を図るため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会児童館管理運営規程第10条に基づき児童館にそれぞれ児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は次の機能を有する。

- (1) 地域のニーズを十分に知り、どんな活動が必要か、アイデアの提供
- (2) 地域内の機関や団体が、どんな協力ができるか、応援体制の確立と調整
- (3) 施設活動の支持と地域住民への理解を深めるP・R
- (4) 行政や民間活力の導入への橋渡し役
- (5) イベントなどの行事活動に伴う人的協力の窓口

3 委員の委嘱

委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は8名以内とし、次に掲げる者の中から社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地区社協を代表する者
- (2) 児童委員
- (3) 自治会を代表する者
- (4) 母親クラブを代表する者
- (5) 子ども会を代表する者
- (6) 教育及び児童福祉関係行政機関を代表する者
- (7) その他児童健全育成に関心のある者で、会長が必要と認めた者

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長をおく。
- (2) 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- (3) 委員長は委員会の会務を総理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 会 議

- (1) 委員会は委員長が招集し、議長となる。
- (2) 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。